

債権者登録（承認番号の発行）

市では債権者としての口座情報等の登録をお願いしています。

登録後は鳴門市承認番号が発行され、請求書提出時に鳴門市承認番号を記載することで、毎回必要な口座情報の記載を省略することができます。

新規登録は、「支払金口座振替依頼書」を記入し、事業の担当課までご提出ください。郵送または電子メールでも提出可能です。（アドレスは提出先担当課へお問い合わせください。）
会計課にて登録処理が完了すると、登録したご住所あてに「口座振替払の承認番号のお知らせ」を郵送します。